

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2310242号
令和5年10月24日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和5年8月7日付け原管発官R5第93号（令和5年10月12日付け原管発官R5第138号をもって一部補正）をもって、東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、6号炉の大物搬入建屋建替に伴い、関連する管理区域図及び保全区域図を変更するものである。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定に定める管理区域図及び保全区域図について、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによる発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること

III-2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

1. 第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第9号について、保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が管理区域図及び保全区域図のみの変更であり、その内容が6号炉の大物搬入建屋の建替工事に伴い、大物搬入建屋の管理区域を解除し、大物搬入建屋内側の既設気密扉を新たな管理区域境界として設定していること、管理区域の解除に当たっては、管理区域に係る基準値を超えていないことを確認したうえで解除を行うとしていること、また、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていることに変更がないこと等を確認したことから、第9号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。